



プラットフォーム公開セミナー  
デジタルプラットフォームと競争:  
独禁法・透明化法上の諸課題

## 欧州・ドイツにおけるプラットフォーム規制

2022.2.4  
香川大学 柴田潤子  
[shibata.junko@kagawa-u.ac.jp](mailto:shibata.junko@kagawa-u.ac.jp)

## 本日の報告 検討対象

- *Regulation (EU) 2019/1150 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on promoting fairness and transparency for business users of online intermediation services*
- オンライン仲介サービスの公正性・透明性 の促進に関する規則EU2019/1150  
(以下、P2B規則)
- 2019年6月成立
- 2020年7月施行
  
- *EU Digital Markets Act*
- デジタルマーケット法(以下、DMA)
- 2020年12月法案公表
  
- *Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen*
- ドイツ競争制限防止法(以下、GWB)第10次改正(デジタル改正)
- 2021年1月施行
- 第19a条→第18条3a(特に多面的な市場やネットワークの場合)の意味における市場で、相  
当程度活動している事業が、市場横断的な競争にとって極めて重要であることを命令に  
よって決定することができる。

# P2B規則の概要

オンライン仲介サービス(OIS)プラットフォーム(PF)とビジネスユーザー間の取引(**P2B取引**)における取引条件の一般的な透明性

## 背景

- 消費者に商品・サービスを供給したいビジネスユーザー、特に中小企業は、オンラインPFへの依存度が強まる→オンラインPFとビジネスユーザー間の取引地位の不均衡が顕著

## 特徴

- **規模に関係なく、オンライン仲介サービス及び検索エンジンプラットフォームを対象とした不透明なビジネスポリシー・取引条件に適用される**
- EUレベルでは初めての試み→競争法(独禁法)では、従来対応できていなかった(市場支配的地位が必要)
- 取引条件の内容の「公正性」にまでは踏み込んでいない

## 対象

- 「**利用規約**」オンライン仲介サービス提供者とビジネスユーザー間の契約関係を規律する条項(名称、態様を問わない)であって、オンライン仲介サービス提供者が一方的に定めるもの
  - 「**オンライン仲介サービス**」使用される技術に關係なく、電子商取引モール、ソフトウェアアプリサービス、ソーシャルメディアを含む→EU内で対象になるのは約7,000と言われる
  - **オンライン仲介サービス及び検索エンジンプラットフォームを区別したルール設定**→規制上の異なる扱いについての理由は明らかでない
  - 純粹なB2Bプラットフォーム、消費者との契約関係を伴わない広告ツール、P2Pオンライン仲介プラットフォームは対象外
- ※オンライン仲介サービスの提供者は、商品・サービスを提供するビジネスユーザーの名称を明確に表示する

## P2B規則の主要な内容 / 違反の場合には無効となる取引条件

### 利用規約の条件に関して(第3条1項)

- 平易で理解しやすい言葉で記載されている
- ビジネスユーザーがいつでも参照可能である
- サービスの停止、終了、その他制限を課す場合の根拠が利用規約に記載されている
- 追加の流通チャネルや潜在的なアフィリエイトプログラムについて記載がある
- ビジネスユーザーの知的財産権に影響を与える事項について記載がある

### 利用規約の変更に関して(第3条2項)

- 利用規約を変更する場合、事前にビジネスユーザーに通知し、新規のバージョンを耐久性のある媒体(その情報を変更せずに複製できる媒体、メールなど。ウェブでの一般的な情報提供は含まない)で提供しなければならない
- **変更の実施15日前までに通知しなければならない** (個別のケースで例外もあり得る)
- 関係するビジネスユーザーは、当該期間中、いつでもオンラインサービスの提供者との契約を終了することが可能でなければならない

## P2B規則の主要な内容/オンライン仲介サービスの制限・停止・終了 -理由の開示

### 耐久性ある媒体により、理由を開示する(第4条1項)

- 措置の発効前または発効と同時に当該理由を通知しなければならない

### 全サービス終了の場合(第4条2項)

- ビジネスユーザーに対するサービスを完全に終了させる場合、通常、終了が有効になる30日前に理由を通知しなければならない

### 制限または停止が、ビジネスユーザーの提供する個別商品・サービスにのみ関係する場合(第4条3項)

- 内部苦情処理システムの活用を可能にする

### 例外(第4条4項)

- 法的または公的な命令に基づく場合、国内法の規定に基づく場合、ビジネスユーザーが利用規約に繰り返し違反していることが証明される場合

## P2B規則の主要な内容/ランキング

### オンライン仲介サービスの提供者(第5条1項)

- **ランキングを決定する主要なパラメータ・主要なパラメータを相対的に重視する理由を利用規約に記載する**→順位の基準・表示形式(前文24)
- 予測可能性(前文24)

### オンライン検索エンジンの提供者(第5条2項)

- **主要なパラメータとそれら主要なパラメータの相対的重要性を、平易で理解できる言葉で、オンライン検索エンジン上で明らかにする**

### 直接・間接的な対価を支払う場合のランキングへの影響

- 報酬がランキングにどのように影響を与えるかを説明する
- 報酬に対して、ランキングに積極的に影響を与える可能性、相対的効果についての説明(前文24)

アルゴリズムやその他の情報を開示することで、企業秘密・操作リスクが生じる場合は除外されるガイドラインの策定により、一定の透明性を確保する方向性が示される

## 紛争解決/内部苦情処理システムの構築 11-13条

ビジネスユーザーが無料・容易に利用でき、透明・平等取扱い原則に基づき合理的期間内に苦情を処理する内部苦情処理手続きの整備(基本は自主的規制)

- 苦情処理手続きに関する情報は利用規約に記載する
- 苦情処理手続き処理期間の上限や構造については定められていない
- PFは、苦情管理システムの有効性を評価し、苦情の数、主な苦情の種類、苦情処理に要した平均時間、苦情の結果に関する集計情報など、関連する結果を毎年公表する
- オンライン検索エンジンには求められていない
- 小規模なPFについては例外規定がある(以下の調停についても同様である)

### 調停

- 内部苦情処理手続きに基づき解決できなかったケース→第2段階の紛争解決として、調停が行われうる(費用は合理的負担)。調停者は利用規約に記載する
- 調停の利用は任意である

## エンフォースメントと監視

P2B規則は、違反行為に対する措置を具体的に規定していない

規則違反に対する措置は加盟国に委ねられる→加盟国による執行の相違

- 制裁金賦課や監督官庁の設定は、加盟国の義務ではない(前文46)。
- ドイツでは、違反行為に対して措置をとる根拠となる規定は設けられず、監督官庁もない
- カルテル庁も関与しない→カルテル庁には、P2B規則とは関係なく苦情申立が行なわれている
- フランスでは、経済省による執行・制裁金を課す制度
- 加盟国のP2B規則の執行状況については、別スライドを参照
- **集団訴訟の権限(14条)**→違反に対して差止命令による救済措置を求める訴訟を提起する権限が、一定の適格ある組織や団体に与えられる
- 個々のビジネスユーザーでは、権利を主張することを躊躇しがちであることが考慮されている

- **オンラインプラットフォーム経済オブザーバトリー(18条)(Observatory on the Online Platform Economy)**のための専門家グループ設立(2018年4月欧州委員会決定)
  - 政策立案のために、オンラインプラットフォーム経済の動きを監視することを支援
  - **主要な任務**→**委員会に助言や専門的な知見を提言・P2B規則の実施状況の監視**
  - 2021年3月に報告書を公表→2020年後半～2021年前半について、P2B規則の実施状況の予備的なモニタリング等

# 検討

## ランキング

- 各事項について、どの程度の詳細な説明が必要か
- ビジネスユーザーは、ランキングの正不正を判断することが困難→この判断には、ビジネスユーザーにコスト負担が発生する
- PFが設ける内部的な紛争解決手段の有効性

## 苦情処理メカニズム・調停メカニズムについて

- 苦情処理メカニズム・調停メカニズムを導入しているPFの数は多くない(例:eBay、Booking、Facebookなど)
- PFの公表レポートによるとかなりの苦情数が存在する場合もある
- 内部苦情処理システムで解決された数も公表されている(例えば、半年間で200件程度の苦情があり未解決数件、年間で1000を超える苦情件数があり、解決はうち95%など、様々である)

## 執行状況モニタリングについて

- オブザバートリーの権限の拡大・構成メンバー

## P2B規則の課題(透明性・公正性)

- EUのDMA・ドイツの競争法改正につながる

# 透明化ルールの限界と競争法的規制の必要性

	P2B規則 一般的透明化義務	DMA コア・プラットフォームを提供するゲート キーパー対象の義務	GWB19a条(2)にいう濫用行為
自己優遇的な 行為	自社（又は特定の ビジネスパー ナー）のサービス に差別化した待遇 を与えるか否かを 開示する義務	ランキングでの自己優遇禁止 コア・プラットフォームにプリインストールされた アプリのアンインストールの許容義務 コア・プラットフォーム以外の手段でのアリスト ア・アプリへのアクセス許容義務	調達及び販売市場への市 場アクセスを仲介する際 に、競争者よりも自己の 製品等を優先する →表示・プリインストー ル、統合に関して
データへの アクセス	プラットフォーム がデータへのア クセスを許可する かどうかについて透 明性を確保する義 務	ビジネスユーザー等に対して、ビジネスユーザーに によるコア・プラットフォームの利用に関連して生成 されたデータへの効果的、継続的かつリアルタイム な無償アクセスを認め、利用させる義務 検索エンジン上でエンドユーザーによって生成され た無料・有料検索に関するランキング、閲覧データ などを第三者たるプロバイダーに対して公正・合理 的・非差別的に提供する義務 広告主に対する一定の必要なデータの無料提供義務	提供されたサービスの評 価に必要な情報が不十分 であること→情報が得ら れることを促進する  その他、20条(1a)に データ依存とアクセスに 関する規定が新設
MFN関連	MFNの導入の有無、 その理由を説明す る義務	MFN条件の利用禁止	既にGWBに基づく判例 があり禁止されている

# プラットフォーム規制を支える様々なステークホルダー

## ELI(ヨーロッパ法研究所)策定のモデル契約

- 競争法だけでは、プラットフォーム経済における市場参加者間の利益の公正なバランスを確保することは困難という認識を前提に、**市場支配力とは無関係に、契約モデルを策定**
- EUおよび各国の立法、業界横断的な行動規範、標準化組織（CENやISOなど）の標準化作業などの自主規制的措置に影響を与える可能性
- P2B規則と異なる点→サービス全終了の場合の段階的通知期間/取引条件変更は信義則に基づく

## 事業者団体の行動規範の推進(17条)/活動

- **SMEUnited**(欧洲手工业及び中小事業者協会)によるDigital Platforms - Fairness Principlesの提案
- **Coalition for App Fairness**は、規模やビジネスの性質に関わらず、全アプリ開発者が公正な市場で競争する権利があり、一定の権利が与えられるべきであることを認識するよう求めている
- **Bundesverband Onlinehandel e.V.**（ドイツ連邦電子商取引協会）は、ドイツ連邦政府に対して、P2B規則を遵守するための執行機関を要求  
1600の販売店アンケートの結果を公表し、4分の1近くの販売店が、過去12ヶ月間にPFからアカウントを停止されたとする

# プラットフォーム規制を支える様々なステークホルダー

## 透明化に関する民事法の規定(例: ドイツ)

- 民法307条にもとづく内容規制(約款・内容規制)  
→信義誠実に反して、契約相手方を不相当に不利益に取り扱うときは、無効。不相当な不利益は、条項が明確でなく、または平易でないことからも生ずる
- ビジネスユーザーがP2B規則の内容を知ることが重要である
- 事業者団体が策定する行動規範は一定の役割を果たしていると考えられる
- **P2B規則が、規模に関係なく適用される**

## 裁判所(例: ドイツ) -情報の非対称性の中で

- **アマゾンに対する幾つかの裁判例**(公表されない裁判例もいくつある)
- アカウント停止に対する差止請求訴訟
- アマゾンによるセラーのアカウント停止が市場支配的地位の濫用に当たるか
- 私的執行の有効性を示す例→迅速な手続き・立証負担
- 裁判所がP2B規則の義務を用いて競争法の基準・濫用行為を評価

PFの取引行為について、明確な規制の枠組みを定めており、透明性という側面から競争法を支える役割

P2B規則は、EUにおいてP2B関係における経済的従属性の濫用に対処する最初の試み

# EUのDMA(案/2020年12月公表)にいうゲートキーパー規制

1段階(ステップ)の規制 行為規範(義務)が直接、ゲートキーパーの事業に適用される

## ゲートキーパーとは?

- コア・プラットフォームサービス(CPS)のプロバイダー → CPSの完結的なリスト
- オンライン→仲介サービス、検索エンジン、SNS、動画共有プラットフォームサービス、メッセンジャーサービス、OS、ウェブブラウザ、クラウドコンピューティングサービス、バーチャルアシスタント、コネクテッドTV、いずれかのCPSが提供する広告仲介サービス
- 定性的基準→域内市場への重大な影響、最終ユーザーにアクセスするために重要な閑門として機能、確固たる永続的な地位(予見される場合を含む)。
- 定量的基準→売上高基準・ユーザー数など
- 対象となるのは、GAFAだけないと指摘される(文献によっては10以上とされる)。

## ゲートキーパーのパワーとは?

- 必ずしも競争法にいう市場支配的ではない(前文5参照)
- 避けられない取引相手であること

## ゲートキーパーの行動規範(義務)

- 従来の競争法を超えた行為規範
- デジタル分野における競争的で公正な市場のための包括的なルール設定ではない。特に悪影響を及ぼすと判断された行為(前文33)
- **規制の有効性確保**
- **一律の行為規範アプローチ→関連市場・市場支配的地位・効果・正当化事由に関する認定は必要ない→一般的に積極的評価**
- 他方で、多様なCPSへの一律の規範適用の有効性
- 自己執行型ルールの実効性について懸念<sup>13</sup>→委員会と加盟国当局との役割については様々な意見

## ドイツGWB改正(19a条新設)「市場横断的な競争にとって極めて重要な事業者」

導入の背景→市場支配的地位の認定が困難

市場を跨いだデジタルエコシステムに対する有効な規制

➤ 2段階の決定が必要→ハイブリッド競争法

① 市場横断的な競争にとって極めて重要な事業者の決定(第一段階)

(GWB19a条1項・18条3a項)

➤ 多面的市場であること、ネットワーク効果がある事業が大前提

➤ 市場支配的地位、経済力・その他のリソース、垂直的統合、競争上重要なデータへのアクセス、第三者の販売等市場へのアクセスにとって重要であることを包括的考慮

➤ 期間は5年に限定されている

➤ 現在、「市場横断的な競争にとって極めて重要な事業者」として、Googleが認定されている。

➤ 手続きが中止される可能性→

➤ 現在、Googleは指摘された問題を解消するための約束を提示している→協力が可能

②当該「…極めて重要な事業者」に対して、GWB第19a条2項で定められた特定の行為を禁止する決定(第2段階)→予め禁止することが可能

➤ 行為の客観的正当性の立証の責任は事業者にある

➤ 客観的正当性の評価は、競争の自由を目的としたGWBの目的に照らして利益を比較衡量することで行われる

➤ 第一段階・第二段階いずれについても、司法審査が可能(BGH・最高裁)。

### DMAとの対比

2段階評価であるが、予め一定の行為を規制しうる点はDMAと近似する(ただし、DMAは一律の行為義務を課す)

市場支配的地位の認定が不要である点はDMAと共通(DMAは市場画定を必要としない)

GWBは、正当化事由の評価を可能にしている点、GWB19a条の規制対象は、オンラインPFのみではない点は相違する

- Guidelines on ranking transparency pursuant to Regulation (EU) 2019/1150 of the European Parliament and of the Council (2020/C 424/01)
- Study on “Support to the Observatory for the Online Platform Economy”, EUROPEAN COMMISSION, March, 2021
- Sperrung Händlerkonto, LG Hannover, Beschluss vom 22. Juli 2021 – 25 O 221/21 –, WuW2021, 602
- Amazon Kontensperrung II, LG München I, Urteil vom 12. Mai 2021 – 37 O 32/21 –, juris
- Amazon Kontosperrung I, LG München I, Beschluss vom 14. Januar 2021 – 37 O 32/21 –, juris
- Enge Bestpreisklausel, BGH, Beschluss vom 14. Juli 2020 – KVZ 56/19 –, juris
- Google: Feststellung der überragenden marktübergreifenden Bedeutung für den Wettbewerb, Bundeskartellamt, Beschluss vom 30. Dezember 2021, B 7 – 61/21